

障害福祉サービス事業者等 指定申請の手引き

【居宅サービス編】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・
短期入所・共同生活援助・重度障害者等包括支援・
自立生活援助

この資料は、令和6年4月現在の制度等に基づき作成したものです。
今後変更の可能性があることに留意してください。

令和6年5月

（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町）

広 域 福 祉 課

目 次

I	概要	3
II	指定申請について	12
III	サービス共通の留意点	16
IV	サービスごとの留意点	22
	○ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	22
	○ 短期入所	32
	○ 共同生活援助	35
	○ 重度障害者等包括支援	40
	○ 自立生活援助	41
V	その他	43
VI	参考	49

I 概要

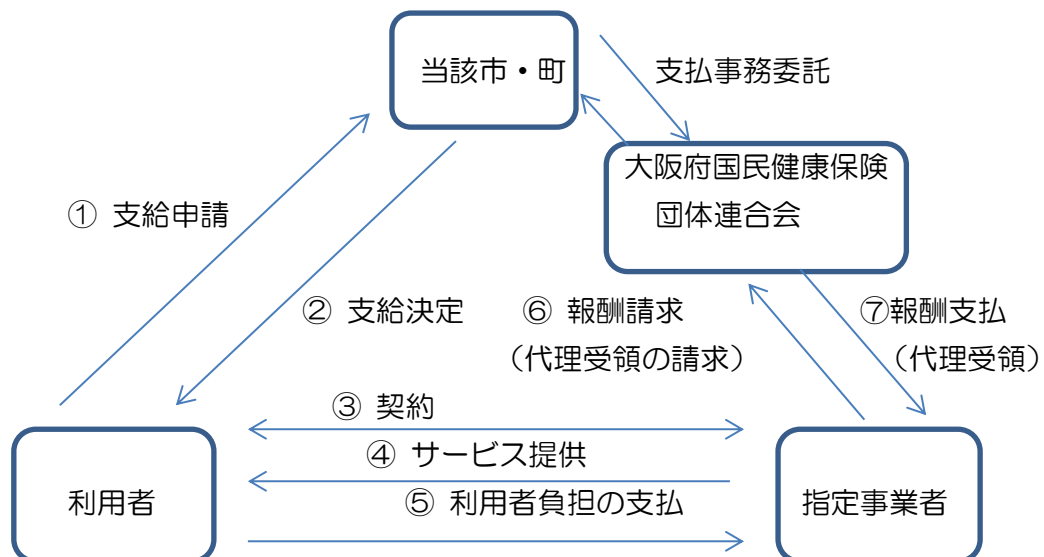
1 はじめに

障害福祉サービスを利用する障害者・障害児の保護者には、居住地の市町からサービスを利用するための費用として、介護給付費又は訓練等給付費が支給されます。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項。ただし、同条第5項の規定により、実際には、この費用は、サービスを提供する事業者による代理受領方式をとりますので、市・町から事業者を支払われることとなります）。

障害福祉サービス事業を提供する事業者は、泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町広域福祉課（以下「広域福祉課」という。）の指定を受ける必要があります。

この手引きは、障害福祉サービス事業の指定を受けるために必要な要件や、手続の方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読みください。

【障害福祉サービス利用の仕組み】



2 指定の必要な障害福祉サービス種類

広域福祉課の指定が必要な障害福祉サービス事業は次のとおりです

障害福祉サービス事業（広域福祉課が事業者を指定）	
【介護給付】 障害者総合支援法第 28 条第 1 項	【訓練等給付】 障害者総合支援法第 28 条第 2 項
○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○療養介護 ○生活介護 ○短期入所 ○重度障害者等包括支援 ○施設入所支援	○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型） ○就労継続支援（B型） ○就労定着支援 ○自立生活援助 ○共同生活援助

一般相談支援（都道府県または政令市・中核市が事業者を指定）
【地域相談支援給付】 障害者総合支援法第 51 条の 14 第 1 項
○地域移行支援 ○地域定着支援

※ 計画相談支援・障害児相談支援の指定は広域福祉課が行います。

3 指定の要件

まずは、下記の条文をご覧ください。

【障害者総合支援法関係条文抜粋】

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第 36 条 第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第 1 項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る前項の申請は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第 7 号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係るサービス事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第 43 条第 1 項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第 43 条第 2 項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第 50 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第 51 条の 29 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内

に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。

※ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。

※ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 申請者が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）

で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

十 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

十一 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。

事業所・施設の指定は、

- ・法人格を有していること（障害者支援施設の場合は、原則として地方公共団体又は社会福祉法人であること。）
- ・事業所又は施設の指定基準を満たすこと。
- ・適正な運営が見込めること。

を要件として、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行われます。
指定を受けようとする場合は、これらの要件を満たしていただく必要があります。

4 事業者・施設の責務について（障害者総合支援法第 42 条）

- （１） 関係機関との連携を図りつつ、障害者等の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じてサービス提供を効果的に行うように努めること。
- （２） 提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
- （３） 障害者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法（以下「法」という。）又は法に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

5 指定基準について（法第 43 条、第 44 条、第 45 条）

サービス種別毎に以下の３つの視点から、指定基準が定められています。
指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要があります。

- 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- 運営基準（サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）
内容については、以下の条例及び省令を参照してください。

※令和 6 年度の法改正では利用者の意思決定の支援の推進が運営基準に明確に位置付けられました。

- ☆ 大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 107 号）
- ☆ 大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 108 号）
- ☆ 法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成

6 最低基準について

障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）については、最低基準も満たしていただく必要があります。

☆ 大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 110 号）

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対して、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができます。（法第 48 条、第 49 条、第 50 条）

※ 指定事業所に準ずるものとして、一部のサービスについては。「基準該当事業所」として認められる場合があります。基準該当事業所の規定については後述します。

7 基準該当事業所

【基本的な考え方】

市町は、支給決定を受けた者が、指定障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（基準該当事業所として、市・町が認めた事業所において提供されるもの）に限る。（以下、「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたときは、当該基準該当障害福祉サービスに要した経費について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができます。（法第 30 条第 1 項）

基準該当障害福祉サービスとは、指定障害福祉サービス事業所としての指定を受けるべき要件（人員、設備及び運営に関する基準）のうち、一部を満たしていない事業者で、一定に基準（※ 1）を満たすサービスの提供を行うものについて、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてもきめ細かなサービス提供を可能とするものです。

※ 1 基準該当の基準についても、サービス種別毎に定められています。内容については以下の省令を参照してください。

☆ 法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する

基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）

【基準該当障害福祉サービスの規定が設けられているサービスの種類】

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 生活介護
- 短期入所
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労継続支援 B 型

【その他の留意事項】

基準該当障害福祉サービス事業所の登録制度の有無や登録時期等は、各市町において個別に判断することとされていますので、詳細については、サービスを提供する予定の市町村に直接お問い合わせください。

基準該当障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にかかる費用は、指定障害福祉サービスにかかる費用の 85% 相当の額とされています。

※ 厚生労働大臣が定める一単位の単価

（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 539 号）

8 共生型事業所

高齢者と障害者及び障害児が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成 30 年度の制度改正により介護保険と障害福祉の両方の制度に共生型サービスが位置付けられました。

このことにより、介護保険法における指定訪問介護（ホームヘルプ）、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護（デイサービス）、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護（通所又は宿泊）、指定（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）や障害者及び障害児の通所事業所で、障害児者へのサービス提供を行うことができるようになりました。

<共生型サービス概要一覧>			
共生型サービスの種別	対象年齢	支援形態	共生型の指定が受けられる介護保険事業及び障害福祉サービス事業等種別
共生型居宅介護	全年齢	ホームヘルプ	【介護】 ・訪問介護
共生型重度訪問介護	15歳以上		
共生型生活介護	15歳以上	通所	【障害】 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス 【介護】 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護（通い） ・看護小規模多機能型居宅介護（通い）
共生型自立訓練（機能訓練）			【介護】 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護（通い） ・看護小規模多機能型居宅介護（通い）
共生型自立訓練（生活訓練）			
共生型児童発達支援	主に未就学児		【障害】 ・生活介護 【介護】 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護（通い） ・看護小規模多機能型居宅介護（通い）
共生型放課後等デイサービス	就学児（～18歳未満）		
共生型短期入所	全年齢	宿泊	【介護】 ・(介護予防)短期入所生活介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護（宿泊） ・看護小規模多機能型居宅介護（宿泊）

Ⅱ 指定申請について

1 指定申請のスケジュール

指定日は、毎月1日指定を基本とします。申請受付後、審査を行いますので、指定申請書類は希望する指定日の前月10日※までに提出してください。なお、事前協議が必要なものは、3か月前の末日※までとなります。（※土・日・祝日等は除く。）詳しくは泉佐野市ホームページ「指定障害福祉サービス事業者の新規申請等について」の申請受付スケジュールをご覧ください。

サービスの種類によっては、申請相談に時間を要することがありますので、できる限り早めにご相談ください。

2 提出書類

○ 申請の際に必要な書類は、主として①申請書、②付表、③参考様式、④その他添付資料ですが、サービス種類によって異なりますので、「指定障害福祉サービス事業者の新規申請等について」を参照してください。

○ 申請様式はホームページに掲載しています。

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kouiki/menu/shougai/16174.html>

3 申請書類の作成と手順

- (1) 事業所ごとに申請書を作成し、必要事項を記入する。
- (2) 指定申請を行うサービスの種類ごとの付表に必要事項を記入する。
- (3) サービスの種類ごとに必要な添付書類を作成・準備する。
 - ※ 書類については、特段の定めがない限り日本工業規格A4型とします。
 - ※ 申請書類は、正副2部を作成し、副本は申請者において保管してください。
 - ※ 1事業所単位の添付書類で、重複する書類は1部で結構です。
 - ※ 1事業所単位で居宅介護、重度訪問介護、同行援護の申請を行う場合は、申請書は1部で結構です。（行動援護の申請を行う場合は、別に申請が必要です。）

4 申請先

泉佐野市役所本庁4階 広域福祉課（泉佐野市市場東一丁目1番1号）

5 申請方法

必要書類を揃えたうえで提出してください。書類が揃っていない場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。

なお、申請にあたっては、必ず前々月末までに電話で日時予約してください。（事前に予約のない場合は、対応できない場合があります。）

電話番号 072-493-2023 （平日9時～17時）

6 審査

- 申請を受理した後、二次審査を行います。
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービス事業を実施する事業所は、申請の前に事前協議を行います。
- また、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助の事業を実施する事業所には、必要に応じて事業を実施する前に現地確認を行います。（詳細は、受付時に説明します。）

7 指定

- 指定受付期間中に、指定基準を満たす適正な申請書類が受理され、二次審査の段階でも適正であると判断された事業者は、翌月の1日に指定障害福祉サービス事業者として指定します。
- 指定は原則として、毎月1日です。指定日より事業開始が可能です。
- 指定にあたっては、指定日や事業者番号が記載された指定通知書を交付します。

8 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続き

①広域福祉課のホームページ

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kouiki/menu/shougai/1551427545230.html>にある「情報公表制度に関する事業所基本情報登録依頼書の作成について（新規指定事業者）」から「情報公表システムにおける基本情報登録依頼書」をダウンロードしていただき、入力後、広域福祉課まで電子メール

koufuku@city.izumisano.lg.jpにて提出してください。

②提出していただいた基本情報登録依頼書を広域福祉課から大阪府の担当者に報告します。

③大阪府の担当者は、情報公表システムに基本情報等を入力します。

④情報公表システムより、事業所あてに、ログイン ID・パスワードが通知されます。

⑤事業所は、ログイン ID 等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

9 申請の流れ

申請から指定の流れについて

1 事前協議（要予約）

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を除く。）



2 申請予約締切日（指定予定日の前々月末）までに、申請日時を電話予約



3 予約した日時に申請書を提出（前月 10 日まで）



（申請書の受理）



4 二次審査



5 現地確認

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援を除く。）詳しくは、受付時に説明します。



6 指定（毎月 1 日）

交付方法については、受付時に説明します。

10 その他注意事項

申請時には、申請者（法人）の定款の変更手続きや人員、設備について、事業開始時点の状況が確定していることが原則となります。（例えば、施設等の改修等については、当該改修工事及び付随する建築基準法等関係法令上の手続きや検査、備品の設置等が完了していることを言います。）

障害福祉サービスを新たに開始される場合、また定員数の増減、サービス種類の追加や変更等を予定されている時は、あらかじめ所在の市・町障害福祉担当課と協議してください。

☆事業開始後の提出書類について☆

広域福祉課では、人員配置に係る審査をより厳正に行う観点から、指定を受ける事業所におかれては、事業開始後に次の書類を提出していただいております。

書類の提出がない場合、指定後の早い段階で実地指導をさせていただく場合があります。法令上の違反が判明した場合には、指定取り消し等の行政処分を行うこともありますので、ご注意ください。

①管理者、サービス管理責任者、その他基準上配置が必要な従業員の雇用契約書（労働条件通知書）の写し

②事業開始後1ヶ月以内に、社会保険・労働保険への加入が確認できる書類の写し

Ⅲ サービス共通の留意点

1 主たる対象者の特定について

障害者総合支援法においては、事業者は、障害の種類にかかわらず、利用者を受け入れることが基本とされています。

ただし、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、対象とする障害の種類（主たる対象者）を特定して事業を実施することも可能とされています。その場合、運営規程に記載し、主たる対象者を特定する理由を記載した「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」（参考様式あり）を提出する必要があります。

ただし、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められる場合（対象としない障害種別についてサービスを提供できない理由）に限ります。

（例：知的障害者に対するサービス提供実績がないため など）

また身体障害については、肢体障害のみ、視覚障害といったように部位別で限ることはできません。

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは正当な理由がなければサービス提供を拒否できません（応諾義務がある）が、主たる対象者以外の者からサービス利用の申込があった場合に、事業者は、利用申込者に主たる対象者を定めている理由を説明した上で、サービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときには、サービス提供を行うことは差し支えありません。

2 履歴（登記）事項全部証明書の事業名の記載について

以下の記載例は法律に限定された事業名に従って記載する場合の例です。

必ずしもこの文言に限定するものではありません。

○ 履歴（登記）事項全部証明書の事業名の記載例

指定を受ける事業	記載例
障害福祉サービス事業 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	障害者総合支援法に基づく <u>障害福祉サービス事業</u>

株式会社、特定非営利活動法人（NPO）等の登記する「事業」の目的については、以下を参考にしてください。

履歴（登記）事項全部証明書の目的中には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス（事業）」等、法的根拠を必ず明記してください。なお、申請時には、申請者（法人）の登記や人員、設備について、事業開始時点の状況が確定していることが原則となります。（例えば、施設等の改修等については、当該改修工事及び付随する建築基準法等関係法令上の手続きや検査、備品の設置等が完了していることをいいます。）

- 複数の障害福祉サービス事業を実施する場合も、「障害福祉サービス事業」という総称を記載することで足りるものとし、「居宅介護事業、重度訪問介護事業・・・」というように個別の事業名で規定する必要はありません。
- 社会福祉法人及び医療法人の場合は、一部記載方法が異なる点があるため、大阪府福祉部 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 法人指導グループ及び広域福祉課 法人指導担当からの通知に基づいた記載としてください。

3 契約について（基本的な考え方）

（１）契約者について

- 法に基づく障害福祉サービスの利用制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みですので、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用にかかる契約を締結する必要があります。
- 何らかの支援があれば、本人の意思を確認できる単身の知的障害者については、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を活用すること等により、本人の意思により本人が契約できるよう配慮してください。

（２）契約にあたって事業者が行うべき事項について

【重要事項の説明】

サービスの利用申し込みに際して、事業者・施設の目的・運営方針・事業

者・施設の概要及び職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、書面を交付して懇切丁寧に説明し、当該事業所からサービスの提供を受けることに同意を得なければなりません。

【契約の締結】

市町の支給決定を受けた利用者と事業者・施設の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。当該契約は原則として書面で行う必要があります。

なお、社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業（障害者支援施設は第一種社会福祉事業、障害福祉サービス事業は第二種社会福祉事業に位置づけられる）の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければなりません。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

※ ただし、書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供することができるとされています。

【その他】

重要事項の説明や契約の締結以外に、事業者・施設が行わなければならない事項として、利用者の受給資格の確認、契約支給量の市・町への報告（※）、サービス提供の記録、利用者負担額の受領及び領収書の交付、代理受領による介護給付費等が支払われた際の利用者への通知、個別支援計画の作成等があります。指定基準をよくお読みください。

※ 新規に契約したとき、契約を終了したとき、契約量を変更したときは、遅滞なく市・町に報告する必要があります。

4 介護給付費又は訓練等給付費の請求について

【請求先について】

介護給付費又は訓練等給付費の請求は、市町から支払事務の委託を受けた大阪府国民健康保険団体連合会（以下「大阪府国保連合会」という。）に対し、インターネットによって請求を行います。

したがって、指定障害福祉サービス事業者は、インターネット請求ができる環境を整えるとともに、大阪府国保連合会に対して、必要な手続きを行う必要があります。（大阪府国保連合会のホームページに詳細があります。）

※ 基準該当事業所の請求方法は、市・町によって異なります。請求先市・町にご確認ください。

◆ お問い合わせ先

大阪府国民健康保険団体連合会

- ◆住 所 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通F Nビル内
- ◆TEL 06-6949-5309（代表）
- ◆受付時間 平日 8：45～17：30
- ◆URL <http://www.osakakokuhoren.jp/>

【用語の定義】

用 語	定 義
利用者	障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
支給決定	法第 19 条第 1 項に規定する支給決定をいう。
支給決定障害者等	法第 5 条第 17 項第 2 号に規定する支給決定障害者をいう。
支給量	法第 22 条第 7 項に規定する支給量をいう。
受給者証	法第 22 条第 8 項に規定する受給者証をいう。
支給決定の有効期間	法第 23 条に規定する支給決定の有効期間をいう。
指定障害福祉サービス事業者	法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
指定障害福祉サービス事業者等	法第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
指定障害福祉サービス	法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
指定障害福祉サービス等	法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
常勤換算方法	指定障害福祉サービス事業所等の従業員の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業員が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。※他法により 30 時間以上の勤務で常勤とみなす場合もある。
勤務延べ時間数	勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業員一人につき、勤務時間延べ数に参入することができる時間は、当該指定障害福祉サービス事業所等

	において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。
常勤	指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。 当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。
「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間数とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護、生活介護については、サービス単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。
前年度の平均値	① 「前年の平均値」は、当該年度（毎年4月1日に始まり翌3月31日をもって終わる年度とする。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、<u>小数点第2位を切り上げるものとする。</u> ② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業又は施設において、新設又は増床ベッドに関し、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む）の利用者の数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者の数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全事業者の延べ人数を当該6月間の開所日数で除して得た数以上とする。また、新設又は増

	床の時点から１年以上を経過している場合は、直近１年間における全利用者等の延べ数を当該１年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、定員を減少する場合には、減少後の実績が３月以上あるときは、
前年度の平均値	減少後の利用者の数等の延べ数を当該３月間の開所日数で除して得た数とする。 ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。
多機能型	指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援Ａ型の事業及び指定就労継続支援Ｂ型の事業のうち、２以上の事業を一体的に行うことをいう。

Ⅳ サービスごとの留意点

障害福祉サービス毎に指定基準の留意点を以下に記載していますので、指定申請にあたって参考としてください。

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

１ サービスの種類

① 居宅介護の内容

- 身体介護： 居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等
- 家事援助： 居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等
- 通院等介助： 通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診手続、移動等の介助
- 通院等乗降介助： 通院等のため、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

※ 特定のサービス行為に偏ってサービスを提供することは、基準違反となります。

② 重度訪問介護の内容

重度の肢体不自由者・知的障害・精神障害であり常時介護を必要とする障害者に、下記の介護等を総合的に行う。

- ・居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護
- ・居宅において行う調理、洗濯、掃除等の家事
- ・居宅において行う生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- ・外出時における移動中の介護
- ・入院した際のコミュニケーション支援

③ 同行援護の内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜の供与を行う。

④ 行動援護の内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

※ 報酬請求は、実際に要した時間により算定されるものではなく、居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間により算定される。

2 人員配置基準について

【指定基準】

- ・管理者1人（常勤・専従）
- ・サービス提供責任者1人以上（常勤・専従）
 - ※ 以下により算定した数のいずれか低い方の基準以上
 - a 当該事業所のサービス提供時間（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問介護（予防含む）の各サービス提供時間の合計が概ね450時間又はその端数を増す毎に1人以上
 - b 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増す毎に1人以上
 - c 利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人以上
- ・ヘルパー2.5人以上（常勤換算）

- 重度訪問介護、同行援護及び行動援護も共通の基準ですが、例えば1事業所で居宅介護と行動援護の両方の指定を受けようとする場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。
- また、介護保険の訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を併せて行う場合も、従業員の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はありません。
- ただし、同行援護及び行動援護については、サービス提供責任者やヘルパーが一定の要件を満たす必要がありますので、「3 従業者の資格要件について」を参照してください。
- サービス提供責任者の配置について

※ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護共通

- ア 事業所ごとに常勤・専従の者を事業の規模に応じて1人以上配置する。
- イ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。
- ウ 指定基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とする。
- エ 指定基準上、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、当該事業所のサービス提供責任者の3分の2以上を常勤の者とする。
- オ 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、当該事業所の常勤の従業者の勤務すべき時間数の2分の1に達していること。

※ 重度訪問介護のみ

- ア 当該事業所の月間延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が1,000時間又はその端数を増す毎に1人以上
- イ 当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増す毎に1人以上
- ウ 当該事業所の重度訪問介護の利用者数が10人又はその端数を増す毎に1人以上

3 従業員の資格要件について

(1) サービス提供責任者

指定事業所ごとに常勤の従業員であって、下記の資格を有し、専ら職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者の配置が必要です。

サービス種類		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
資格要件					
介護福祉士		○	○	○注 4	○注 6
養成研修修了者 (各研修に相当する研修も含む)	実務者研修	○	○	○注 4	○注 6
	居宅介護職員初任者研修	○注 2-1	○注 2-2	○注 2-2 注 4	○注 6
	介護職員初任者研修				
	介護職員基礎研修	○	○	○注 4	○注 6
	訪問介護員（1 級） 居宅介護従業者養成研修（1 級） 看護師及び准看護師	○	○	○注 4	○注 6
	訪問介護員（2 級） 居宅介護従業者養成研修（2 級）	○注 2-1	○注 2-2	○注 2-2 注 4	○注 6
	行動援護従業者養成研修（注 1） 強度行動障がい支援者養成研修 （基礎研修及び実践研修）				○注 6
その他			○注 3	○注 5	

注 1 平成 18 年 9 月 30 日までの間に従前の「知的障害者外出介護従事者養成研修」を修了した者を含む。

注 2-1 実務経験 3 年以上（介護保険では 30%減算対象となるが、障害の場合は 10%減算）。

注 2-2 実務経験 3 年以上。

注 3 上記表のいずれかの資格要件を満たしている従業員又は当該従業員を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業員のうち、相当の知識と経験を有する者

注 4 上記表の「同行援護」の資格要件のいずれかの要件に該当するものであり、「同

行援護従事者養成研修」(一般課程及び応用課程)を修了した者

※ 大阪府において、「大阪府移動支援従業者養成研修」の「視覚障害者移動支援従業者養成研修課程」を修了した者については、「同行援護従業者養成研修(一般課程)」修了者とみなす。サービス提供責任者として業務に就く場合は「大阪府同行援護従業者養成研修(応用課程)」を新たに受講し、修了する必要がある。

注5 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

注6 「行動援護従業者養成研修」又は「強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)」修了者であって、かつ、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に3年以上就労かつ540日以上従事した経験がある者とする。

ただし、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において上記表の「行動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当する者は、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に5年以上就労かつ900日以上業務に従事した経験がある者で足りるものとする。

実務経験年数について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間(職員であった期間)が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

1年以上(180日以上)、3年以上(540日以上)、5年以上(900日以上)

(2) サービス提供職員（ヘルパー）

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）

	居宅介護				重度訪問介護	同行援護	行動援護
	身体介護	家事援助	通院介助 (身体介護あり)	通院介助 (身体介護なし)			
・介護福祉士	○	○	○	○	○	○注 11	○注 10
・実務者研修修了者	○	○	○	○	○	○注 11	○注 10
・看護師及び准看護師	○	○	○	○	○	○注 11	○注 10
・居宅介護職員初任者研修修了者【旧 居宅介護従業者養成研修修了者（1・2 級）】	○	○	○	○	○	○注 11	○注 10
・介護職員初任者研修修了者【旧 訪問介護員養成研修修了者（1・2 級）】、介護職員基礎研修修了者	○	○	○	○	○	○注 11	○注 10
・障害者居宅介護従業者基礎研修修了者【旧 居宅介護従業者養成研修修了者（3 級）】	○ 注 4	○ 注 5	○ 注 4	○ 注 5	○	○ 注 5・11	
・旧 訪問介護職員養成研修修了者（3 級）	○ 注 4	○ 注 5	○ 注 4	○ 注 5	○	○ 注 5・11	
・同行援護従業者養成研修一般課程修了者						○注 5	
・強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者（注 1）					○		○注 10
・重度訪問介護従事者養成研修修了者（注 2）	○ 注 6	○ 注 5	○ 注 6	○ 注 5	○		
・みなし証明者（注 3）	○注 3・4	○注 3・5	○ 注 3・4	○ 注 3・5		○ 注 5・11	
・その他				○注 7		○注 9	
・居宅介護従事経験者（注 8）					○注 8		

注 1 平成 18 年 9 月 30 日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修
修了した者を含む。

注2 平成 18 年9月 30 日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した

者を含む。居宅介護を行うことができるのは、市・町がやむを得ないと認める場合のみ。

注3 「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者をいう。

注4 平成 30 年 3 月 31 日までに「身体介護を伴う」支給決定を受けた場合は、当該支給決定の有効期間に限り、報酬を算定できる。（ただし、30%減算）

注5 報酬が 10%減算

注6 身体障がい者の直接支援業務の従事経験を有する者は、所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数を算定、所定時間 3 時間以上の場合は3時間から計算して所要時間30分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

注7 平成 18 年9月 30 日において、従来の視覚障害者外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従事者養成研修、知的障害者外出介護従事者養成研修を修了したものの。

注8 平成 18 年9月 30 日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有するものであって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。

注9 以下のいずれかの要件を満たすもの

- ・ 「同行援護従事者養成研修（一般家庭）」を修了した者※
- ・ 居宅介護の従業者要件を満たす者であり、かつ1年以上の視覚障がい者を有する身体障がい者又は障がい児の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に1年以上従事した経験を有する者
- ・ 厚生労働大臣が定める従業者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
- ・ 令和 3 年 3 月 31 日において、視覚障がい及び聴覚障がい者を有する障がい者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障がい者及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者→報酬が 10%減算

※大阪府知事が相当するものとして認める研修は次のとおり。

（一般課程相当）

a ガイドヘルパー養成研修

平成 2 年度から 8 年度まで都道府県及び指定都市が実施したもの

- b ガイドヘルパー養成研修（視覚障がい者課程）
「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成 9 年 5 月 23 日付け障第 90 号）」に基づき都道府県、指定都市、中核市が実施したもの
- c 視覚障がい者移動介護従業者養成研修
廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 15 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 110 号）」第 3 号に掲げるもの
- d 視覚障がい者外出介護従業者養成研修
廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号）」第 3 号に掲げるもの
- e 大阪府移動支援従業者養成研修（視覚障がい課程）
大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき市町村又は指定研修事業者が実施したもの
- f 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修

（一般課程及び応用課程に相当）

- ・社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修
- （参考）大阪府知事及び大阪府指定研修事業者が実施したガイドヘルパー（移動支援従業者、外出介護従業者）養成研修は大阪府が同行援護従業者養成研修（一般課程）相当と認める研修である。

注 10 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の直接支援業務に 1 年以上従事した経験を有するもの

ただし、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、令和 3 年 3 月 31 日において上記表の「行動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当するものであって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の直接支援業務※に 2 年以上就労かつ 360 日以上業務に従事した経験がある者で足りるものとする。

注 11 1 年以上の視覚障がいに関する実務経験が必要（直接処遇）

※ 知的障がい者・知的障がい児・精神障がい者に対する直接支援の例

【知的障がい者・精神障がい者に対する直接支援業務】

〔対象事業〕

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護
短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、
自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、
共同生活援助、一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）等に相当する事業

〔職種〕

ヘルパー、生活支援員、作業指導員等介護等を行う業務

【知的障がい児に対する直接支援業務】

〔対象事業〕

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
等に相当する事業

〔職種〕

保育士、介助員等介護等を行う業務

4 指定重度訪問介護事業者にみなされる取扱いについて

指定基準第43条により、指定居宅介護事業者は、重度訪問介護の指定申請を行わなくても指定重度訪問介護事業者とみなされることとなっています。

ただし、重度訪問介護の指定を不要とする申し出を行った場合は、指定を受けないことができ、なお、重度訪問介護事業者にみなされる取扱いは指定事業者のみで、基準該当居宅介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業者にみなされる取り扱いはありません。

5 通院等乗降介助の提供について

通院等乗降介助を行う場合は、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法の事業許可（次のア～オのいずれかの許可）を受けていることが要件となります。

ア 道路運送法第4条許可（一般乗用旅客自動車運送事業の許可）

- イ 道路運送法第4条許可（患者等輸送サービスに限定した一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
- ウ 道路運送法第43条許可（特定旅客自動車運送事業の許可）
- エ 道路運送法第78条第3号許可（自家用自動車有償運送の許可）
- オ 道路運送法第79条許可（福祉有償輸送及び過疎地有償運送の登録）

上記要件を満たし、通院等乗降介助のサービスを提供する場合は、指定申請時に下記の書類を広域福祉課に提出する必要があります。

ア 「通院等のための乗車又は降車の介助」の算定に係るサービス提供体制について

- イ 運営規程 ※「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示しなければならないこととされている。

ウ 道路運送法の許可書の写し

エ 「通院等のための乗車又は降車の介助」を行おうとする居宅介護事業所に対する市町村意見書

- ※ ①当該地域における「通院等のための乗車又は降車の介助」を伴う移送サービスの供給状況、②当該事業所のサービスの提供体制、③市町との連携体制の確保状況、④その他指定に関し必要と認められる事項について事業所の所在地市・町の意見書が必要。

短期入所

1 サービスの種類

居宅において、その介護をする人が病気の場合等に、障害者支援施設等に短期間の入所をさせて行われる、夜間も含めて入浴、排せつ、食事等の介護等を行うサービス

2 対象者

【福祉型】（障害者支援施設等において実施）…宿泊あり（日帰りは対象外）

（１） 障害支援区分が区分１以上である障害者

（２） 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する障害児

【医療型】（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）…日帰りもしくは宿泊あり

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

3 類型別指定基準

短期入所サービスの類型は、以下のとおりです。

それぞれの類型に応じて、人員・設備基準が定められています。

入所型の施設で、併設型の指定を受けようとする場合は、空床型の指定も併せて申請することをご検討ください。

区分	併設型	空床型	単独型
概要	指定障害者支援施設等に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設等と一体的に運営を行う事業所	利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所事業を行う事業所	指定障害者支援施設等以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所事業を行う事業所 （「併設型」「空床型」以外）

人 員 基 準	管 理 者	常勤で、かつ原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)		
	従 事 者	当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の合計数を入所者とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上	当該施設の入所者数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者数とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上	ア 他事業所等(入所除く)において行う短期入所であって、当該他の事業等のサービス提供時間における生活支援員の数 他事業所等の利用者数及び指定短期入所事業の利用者数の合計数を、当該他事業所等の利用者とみなした場合に、当該他事業所等として必要とされる数以上 イ 上記以外の場合における生活支援員の数 ・当該日の利用者数が6名以下 1人以上 ・当該日の利用者数が7名以上 1に該当日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
設 備 基 準	設 備	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入居者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所事業の用に供することができる。	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。	(居室) ・一の居室の定員は、4人以下とすること。 ・地階は不可 ・利用者 1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上とすること。寝台又はこれに代わる設備を設けること。プザー又はこれに代わる設備を設けること。

設 備 基 準				(食堂) ・食事の提供に支障のない広さを有すること。必要な備品を備えること。 (浴室) ・利用者の特性に応じたものであること。 (洗面所、便所) ・居室のある階ごとに設けること。 ・利用者の特性に応じたものであること。
------------------	--	--	--	---

※ 指定障害者支援施設等（法第 5 条第 8 項、規則第 5 条）

① 指定障害者支援施設

② 児童福祉施設

③ その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設

（③には、共同生活援助事業所も含む）

共同生活援助（グループホーム）

1 サービスの種類

家庭的な雰囲気のもとで日常生活を送ることができるように、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等を提供するサービスです。

平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化されました。

2 事業所の形態

共同生活援助の事業所は、①介護サービス包括型（事業者自らが介護サービスの提供を行う）、②日中サービス支援型（常時介護を要する利用者に対して常時の支援体制を確保している）、③外部サービス利用型（介護サービスの提供を必要に応じて外部の居宅介護事業所に委託している）のいずれかの形態を事業所が選択することとなります。

従来、利用対象者は知的障害者又は精神障害者でしたが、平成21年10月より、身体障害者も対象となりました。

3 指定の単位

○ 個々の共同生活住所ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を1事業所として指定します。

※「一定の地域の範囲内」…主たる事務所から他の共同生活住居までが、概ね30分以内で移動可能な範囲

○ 平成26年4月より、一人でも暮らしたいというニーズにも応える観点から、本体住居との密接な連携を前提として、「サテライト型住居」の設置が可能となりました。

○ 事業所全体で、共同生活住居の入居定員の合計が4人以上であることが必要です。

4 人員配置

（1）指定基準上の人員配置：起床から就寝までの活動時間帯における配置
⇒本体報酬で評価

- グループホーム世話人・生活支援員は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として夜間時間帯を設定し、当該夜間時間帯以外のサービス提供に必要な員数を確保することが必要です。
- 日中サービス支援型の事業所では、夜間支援従事者が必要ですが、日中サービス支援型以外の共同生活援助の事業所では、夜間職員や宿直職員の配置は、指定基準上、必ずしも必要ではありません。
- 複数の共同生活住居を持つ事業所についても、必要な員数（必要配置時間数）は事業所全体の利用者数に応じて算出するため、住居ごとの必要時間が定められているものではありません。

（２）夜間における配置：夜間時間帯（就寝から起床まで）⇒加算（夜間支援体制等体制加算）で評価（日中サービス支援型共同生活援助を除く）

- 夜間における介護や緊急時の対応のため、指定基準に定められた世話人・生活支援員とは別に、夜間時間帯に夜勤職員（夜間支援等体制加算Ⅰ）や宿直職員（夜間支援等体制加算Ⅱ）を配置する場合や、防災・連絡体制を整備する場合（夜間支援体制等加算Ⅲ）は、報酬上、夜間支援体制等加算を算定することができます。ただし、算定に当たっては、事前に広域福祉課への届出が必要です。

なお、夜間に職員の配置を行わない場合も、夜間の緊急時等における対応方法を定め、利用者に十分説明しておく必要があります。

（３）その他

- 事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものとして「地域連携推進会議」の開催および事業所の見学が義務付けられました。（令和６年度は努力義務、令和７年度以降は義務）
- 複数の住居を持つ場合も、利用者の安定した日常生活の確保と支援の継続性という観点から、住居ごとに専任の世話人を定める等の配慮を行ってください。
- 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じること、利用者に事故が発生した場合は、都道府県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じることが必要です。緊急時等における対応のため、障害者支援施設等との連携体制を確保することが必要です。

【指定基準関係】

区分	指定共同生活援助 (介護サービス包括 型)	指定共同生活援助 (日中サービス支援 型)	指定共同生活援助 (外部サービス利 用型)
管理者	常勤 1 人		
サービス管理 責任者	利用者 30 人以下：1 人以上 利用者 31 人以上：1 人に、利用者数が 30 人を超えて、30 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上（常勤でなくても可）		
生活支援員	次の①から④までに掲げる数の合計数以上 (常勤換算方法) ① 区分 3 の利用者数を 9 で除した数 ② 区分 4 の利用者数を 6 で除した数 ③ 区分 5 の利用者数を 4 で除した数 ④ 区分 6 の利用者数を 2.5 で除した数		配置不要 介護サービスが必 要な利用者には、居 宅介護事業者に委 託して実施
世話人	利用者数を 6 で除し た数以上 (常勤換算方法) ※より手厚く配置し た場合は加算あり	利用者数を 5 で除し た数以上 (常勤換算方法) ※より手厚く配置し た場合は加算あり	利用者数を 6 で除 した数以上（常勤換 算方法） ※より手厚く配置 した場合は加算あ り
備考		※共同生活住居ごと に、夜間及び深夜の時 間帯を通じて 1 人以 上の夜間支援従事者 (非常勤可・支障がな い場合は兼務可・宿直 不可) を置くこと ※世話人及び生活支 援員のうち、1 人以上 は常勤でなければなら ない	

定員（事業所）	4人以上（サテライト型住居の利用者を含む）	
定員 （共同生活住居）	2～10人（サテライト型住居の利用者を含まない）	
定員（ユニット）	2人以上 10人以下	
立地条件	入所施設及び病院の敷地内は不可	
居室面積	収納設備等を除き、7.43 平方メートル以上	
居室定員	1人	
設備	ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、便所、浴室、洗面所、台所が必要。利用者の特性に応じたものであること。	
従業者以外の介護	他の事業者にも委託可	受託居宅介護事業者に委託して実施
協力医療機関 協力歯科医療機関	必要	

※ サテライト型住居について（日中サービス支援型共同生活援助を除く。）

- ・ 入居定員 1人
- ・ 居室面積 収納設備等を除き、7.43 平方メートル以上
- ・ 設備 原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備
- ・ 設置場所 本体住居から利用者が通常の交通手段で20分以内に移動可能な距離内
- ・ 設置数 1つの本体住居に対して2ヶ所まで。本体住居入居定員が4人以下の場合は1ヶ所
- ・ 支援 定期的な巡回等により、日常生活上の援助を行う

※ 防火安全対策について

消防法令の一部改正により、障害の程度が重い方が利用するグループホーム等（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設）に防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務づけられました。

また、自動火災報知設備や火災通報装置、消火器の設置、スプリンクラー設備の設置が義務づけられました。

事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認いただき、対策を講じてください。

なお、すべての法人で非常災害対策に関する具体的な計画を策定、非常災害時の消防機関等への通報先の把握を行い、職員への周知を行ってください。

また、定期的な避難訓練の実施を行ってください。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助について

- 指定短期入所（併設型または単独型）を併設又は同一敷地内で行うこと。
- 協議会等への報告：事業の実施状況等を定期的に報告し、評価、要望等を受けること。（モニタリング実施標準期間も3月間とする。）
- 適正な支援を確保する観点から、指定計画相談支援事業者と別であることが望ましい。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助について

- 入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助に係る業務を、受託居宅介護サービス事業者（指定居宅介護サービス事業者）に委託して実施する。
- 介護サービスの提供に際しては、事前に、指定居宅介護サービス事業者と業務委託をする契約の締結が必要。
- 運営規程に、受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地の明記が必要

6 体験入居について

長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合や、家族と同居しているが将来的にグループホーム等への入居を検討している場合等における、短期間の体験利用が可能になりました。

〈サービス提供条件〉

- ・ 利用には、通常の利用と同様に市町の支給決定等の手続きが必要。
- ・ 一時的な利用として、1回あたり連続30日以内かつ年50日以内に限る。
- ・ 定員の範囲内で実施することとなり、通常の利用者の入院・帰宅中に、当該利用者の居室を体験入居に供することができない。

重度障害者等包括支援

【「重度障害者等包括支援」の定義】（障害者総合支援法第5条第9項）

常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供すること。

1 利用者像について

障害支援区分6（児童については区分6に相当する者とする。）で、意志の疎通に著しい困難を伴う者

2 事業者指定基準

【実施主体】

重度障害者等包括支援以外に、何らかの指定障害福祉サービス（指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く）又は指定事業者支援施設の指定を受けていること。

【人員基準】

管理者（兼務可）、サービス提供責任者1人以上は常勤専従

サービス提供責任者の資格要件

（居宅介護のサービス提供責任者とは異なることに注意）

- ① 相談支援専門員の資格を有していること
- ② 重度障害者等包括支援の利用の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上あること

【運営基準】

- ・ 利用者からの連絡に随時（24時間）対応できる体制を有していること。
- ・ 自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していること。
- ・ 主たる対象者に関する専門医を有する医療機関と協力体制があること。
- ・ サービス利用計画を週単位で作成すると共に、定期的にサービス担当者会議を開催すること。
- ・ 主たる対象者（Ⅰ類型、Ⅱ類型、Ⅲ類型）と利用者数（対応可能な利用者の数の意味）を運営規程に定めること。

- ・ 重度障害者等包括支援事業者及びその委託事業者は以下の要件を満たすこと。
 - ア 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については最低基準を満たすこと。
 - イ 短期入所については指定基準を満たすこと。
 - ウ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護については、ヘルパーの資格要件は設定しない。ただし、同居家族による介護は不可。

3 その他

- 報酬は重度障害者等包括支援事業者に全て支払われ、他の事業者に委託してサービスを提供する場合は、重度障害者等包括支援事業者から他の事業者へ委託費を支払う。
 なお、報酬は支給決定した単位数そのままを支払われることとなり、実際に使ったサービス量により増減することはない（包括払い方式）

自立生活援助

1 サービスの種類

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、1 年間にわたり定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行うサービスです。

2 事業者指定基準

【実施主体】

- 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援）
- 指定障がい者支援施設、指定相談支援事業者

【人員基準】

- 管理者 1 人（専従・共同生活援助事業者が行う場合は、指定共同生活援助を行うために必要な知識及び経験を有する者）
- サービス管理責任者 1 人（専従・支障がない場合は併設する他の障がい福祉サービスのサービス管理責任者と兼務可・地域生活支援員との兼務は不可）

- ・利用者数が 30 人以下：1 人以上
- ・利用者数が 30 人以上：1 人に利用者数が 30 人を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 人以上を加えて得た数以上

○地域生活支援員 1 人（専従・支障がない場合は管理者等※との兼務可）

- ・利用者が 25 人又はその端数を増すごとに 1 人を標準とする。

※①当該事業所の管理者や他の事業所・施設等の従業者

②相談支援事業所の従業者

③併設する他の障がい福祉サービス事業所・施設等の管理者・サービス管理責任者

【設備基準】

○必要な広さの区画

○支援の提供に必要な設備及び備品等

【その他】

○携帯電話等により直接利用者やその家族等と常時連絡できる体制を確保すること

V その他

1 介護給付費等算定届について

- 指定申請に併せて、介護給付費等を算定するにあたって、あらかじめ加算項目等を「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」によって、届け出る必要があります（重度障害者等包括支援は除く）。
- 届出にかかる加算等（算定される単位数が増加するものに限る。）については、届出が毎月 15 日以前に提出のあった場合には翌月から、16 日以降に提出された場合は、翌々月から、算定が開始となりますので、できるだけ速やかに手続きを行ってください。また、算定届の申請は原則郵送では受付しておりません。あらかじめ、電話予約の上、来庁にて申請を行ってください。

※ 介護給付費等算定届とインターネット請求

介護給付費等のインターネット請求においては、大阪府が介護給付費等算定届の内容（報酬区分や体制加算等）を事業所情報として大阪府国保連合会に提供します。

システム内で、事業所から提出された請求データと、大阪府から提出された事業者情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があると、エラーと判定され、返戻となります。

届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、また請求の際は届出の内容に沿って行っていただく必要があります。

また、届出の内容に変更のあった場合は、速やかに変更届出を行っていただく必要があります。

2 障害福祉サービス事業等開始届について（法第 79 条）

障害福祉サービス事業を開始するにあたっては、指定申請とは別に、「障害福祉サービス事業等開始届」の届出を行う必要があります。（国又は都道府県が事業主体の場合を除く。）

一般相談支援事業については大阪府福祉部 障がい福祉室生活基盤推進課推進グループ、障害福祉サービス事業については広域福祉課に提出してください。

3 指定の有効期間について（法第 41 条）

指定の有効期間は、原則として6年間です。指定通知書に有効期間が記載されていますので、有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。

4 変更届等の提出について

（法第 37 条、法第 39 条、法第 46 条、法第 79 条第3項）

- 指定事業者等は、厚生労働省令で定められている事項に変更があった時は、変更があった日から 10 日以内に広域福祉課に変更届を提出する必要があります。ただし、一部、事前の変更申請が必要なものがあります。

なお、介護給付費等算定届にかかる変更は、変更届の提出時期により、加算項目等の算定開始時期に影響しますので、注意してください。

- ① 加算等の算定される単位数が増える場合

ア 届出が月の 15 日以前に行われた場合・・・翌月から算定を開始

イ 届出が月の 16 日以降に行われた場合・・・翌々月から算定を開始

- ② 加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合

届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わないものとする。

5 業務管理体制届の提出について

平成 24 年 4 月 1 日から、障害者（児）施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられています。

届出を行っていない事業所については、速やかに届出を行う必要があります。

また、新規申請時だけでなく、事業所名、所在地等を変更した場合も、変更の届出が必要です。こちらの届出は大阪府になりますので、詳しくは大阪府のホームページでご確認ください。

- 大阪府ホームページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/gyoumukanritaisei2.html

6 障害福祉サービス事業者指定申請先一覧

平成 25 年 4 月から泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町に所在する障害福祉サービス事業者の指定業務については、下記の広域福祉課で行っています。

【広域福祉課】（障害事業者担当）

〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目1番1号

（泉佐野市役所本庁 4階）

TEL 072-493-2023

FAX 072-462-7780

申請等の提出のため来庁される場合は、必ず事前に電話で予約をお願いします。ご予約がないまま来庁されますと、業務の都合上、対応しかねる場合がありますのでご了承ください。

提出書類一覧（居宅サービス系）

○は必須、△は必要に応じて提出

提出書類	説明	居宅介護 重度訪問 同行援護 行動援護	短期入所	重度障害者 等包括支援	共同生活 援助
様式第1号（申請書）		○	○	○	○
様式第1号の別紙	※1	△	△	△	△
付表（番号）		付表1	付表4	付表5	付表14
履歴（登記）事項全部証明書 （3か月以内の原本）		○	○	○	○
参考様式1 （勤務形態一覧表）		○	○	○	○
記入例1（組織体制図）兼務の わかる図		○	○	○	○
参考様式2（経歴書）	※2	○	○	○	○
資格証、研修修了証の写し		△	○	○	○
参考様式3（実務経験証明書）	※3	△	△	○	○
参考様式5（平面図）		△	○	○	○
事業所の写真（外観・内観）		△	○	○	○
参考様式6（居室面積等一覧）		—	○	△	○
参考様式7（設備・備品等一覧）		—	○	△	○
参考様式8（併設する施設の概 要）		—	—	—	△
運営規程		○	○	○	○
参考様式10（苦情解決措置の 概要）		○	○	○	○
参考様式11（協力医療機関契 約内容）	※4	—	○	△	○
障害者支援施設等との連携体 制及び支援の体制の概要		—	—	—	○

提出書類		居宅介護 重度訪問 同行援護 行動援護	短期入所	重度障害者 等包括支援	共同生活 援助
サービス提供時間外及び緊急 時等における利用者からの連 絡対応体制の概要)		—	単独型 のみ	△	—
参考様式 14（第 36 条第 3 項 各号の規定に該当しない旨の 誓約書）		○	○	○	○
参考様式 14 別紙（役員名簿）		○	○	○	○
参考様式 15（主たる対象者特 定の理由）	※5	△	△	△	△
案内図		○	○	○	○
記入例 4 事業計画書		○	○	○	○
記入例 5 収支予算書		○	○	○	○
賠償責任保険加入証書の写し		○	○	○	○
土地、建物の賃貸借契約書 （写）、又は登記簿謄本		○	○	○	○
建築基準法に基づく確認申請 書、検査済証		—	△	△	△
防火対象物使用開始届（写）		—	—	—	—
介護の指定書（写）・介護申請書に 受領印押印したもの・居宅介護の 指定書（写）		△	—	—	—
その他		—	—	—	※6
介給届（介護給付費等算定届）		○	○	○	○
介給（体制一覧表：介護給付費）		介給 1	介給 4	介給 1	—
介給（体制一覧表：訓練等給付費）		—	—	—	介給 14
介給別紙 1（通院等乗降介助体制等確認 票）		△	—	—	—
介給別紙 2（運転従事者一覧表）		△	—	—	—
道路運送法上の許可証（写）		△	—	—	—
乗降介助市町村意見書		△	—	—	—
様式第 7 号 障害福祉サービス事業等 開始届		○	○	○	○

- ※1 同一所在地において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（みなし指定を含む）、介護保険で既に指定を受けている事業がある場合のみ提出
- ※2 （経歴書が必要な職種）管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者
- ※3 居宅介護（重度）のサービス提供責任者（2級ヘルパーのみ）、同行援護及び行動援護のサービス提供責任者・ヘルパー、重度包括のサービスの提供責任者、サービス管理責任者、従業者（必要な場合）について提出。
- ※4 各医療機関との位置関係、移動時間が分かるもの（地図等）を提出。
- ※5 主たる対象者を特定する場合のみ提出。
- ※6 各共同生活住居の位置関係、移動所要時間が分かるもの（地図等）を提出。

Ⅵ 参 考

1 サービス管理責任者について

下表のサービス種類の事業者は、個別支援計画の策定やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導及び助言等を行うサービス管理責任者の配置が必要です。

サービス管理責任者の配置が必要なサービス種類

サービス種類	必要員数（1事業所あたり）
療養介護	● 利用者数が60人以下：1人以上 ● 利用者数が61人以上：利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※1人は常勤
生活介護	
自立訓練（機能訓練）	
就労移行支援	
就労継続支援	
就労定着支援	
自立訓練（生活訓練）	● 利用者数が30人以下：1人以上 ● 利用者数が31人以上：利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
共同生活援助	
自立生活援助	

※ 表に記載のないサービス種類の事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所）は、サービス管理責任者を配置する必要はありません。

○サービス管理責任者の資格要件

障害者（児）の支援に関する実務経験（経験の内容によって3年～8年）があり、かつ、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を受講・修了することが要件となっています。

① 実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接処遇・相談支援などの業務における実務経験（3年～8年） 注1

- ② 相談支援従事者研修（講義部分）を受講 注2
- ③ サービス管理責任者研修を修了 注3

⇒ ①②③のすべての要件を満たせば、サービス管理責任者として配置

（注1） 実務経験の年数及び種類については、「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」を参照。

（注2） 相談支援従事者初任者研修（講義部分）とは、同研修のカリキュラムのうちの講義部分をいう。

（注3） サービス管理責任者研修については実践研修または更新研修を受講していることが必要です。

○実務経験一覧表（サービス管理責任者・児童発達支援管理者共通）

業務範囲		業務内容	年数
障害者の保健・医療福祉・就労・教育分野における支援業務	① 相談支援業務	ア <u>施設等</u> において、相談支援業務に従事する者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者厚生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	5年以上
		イ 保健医療機関において相談支援に従事するもので、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※を有する者 （４）ア・ウ・エに従事した期間が１年以上ある者	
		ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		エ 特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	カ <u>施設及び医療機関等</u> において介護業務に従事する者 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保健医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8年以上
		キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者	
		ク 特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
		ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	

		○市町村から補助金又は委託により運営されている地域生活支援センター及び小規模作業所	
	③ 有 資 格 者 等	コ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの（訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（上記第２に該当しない保育所へ勤務した期間は、実務経験として日数換算できない） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5 年 以 上
		サ 上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※による業務に３年以上従事している者	3年 以上

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

（注）実務経験及び日数換算について

１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上あることを言うものとする。

例えば５年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が５年以上であり、かつ実務に従事した日数が９００日以上であるものを言う。